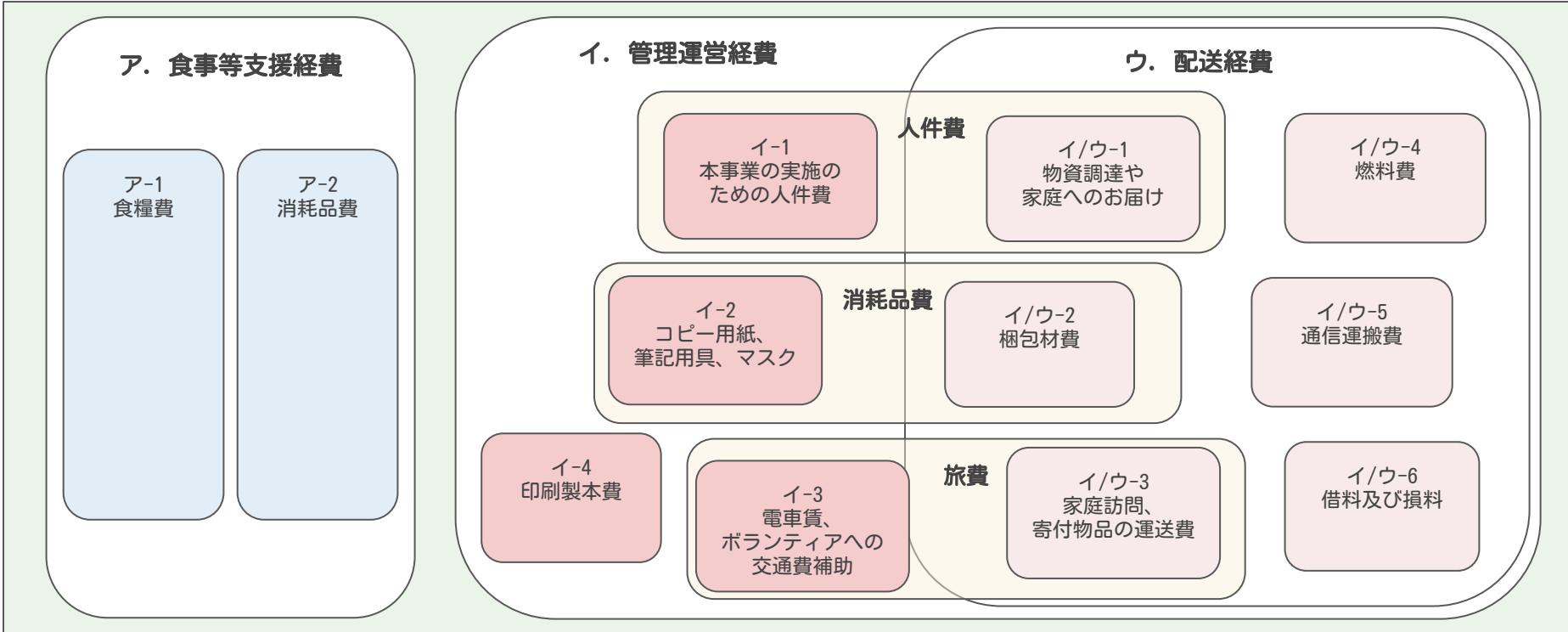


①対象経費 イメージ図

経費は、大きく3つのグループに分かれます



イ. 管理運営経費：ア. 食事等支援経費を除く、本事業に係るすべての経費を計上可能

ウ. 配送経費：配送に係る経費のみ計上可能（来所型の場合、更に制約あり）

→同じ費目の中にもイには計上可能だが、ウには計上出来ない経費が発生します（人件費、消耗品費、旅費）
詳しくは次ページ以降を参照下さい

②対象経費 一覧

費目			対象となる例
食事等支援経費	食糧費	ア-1	家庭に配布する食品・ミルクの購入費
	消耗品費	ア-2	家庭に配布する生活必需品・学用品・オムツの購入費 ※「子どもの貧困や孤独・孤立に対する支援という趣旨に合致するものに限る」
人件費 ※従前は無償だった者の人件費は対象外		イ-1	本事業に係る業務に従事する場合に発生する人件費（事業の取りまとめ・当会との連絡担当・経理など）
		イ/ウ-1	家庭訪問、支援物資調達、梱包のための人件費など
消耗品費		イ-2	コピー用紙、筆記用具、マスク、消毒液など、団体の活動に必要なもの
		イ/ウ-2	配送用段ボールなど梱包材費
旅費		イ-3	電車賃、駐車場代、高速代、船代、ボランティアへの交通費補助など団体の活動で発生するもの
		イ/ウ-3	家庭訪問、支援物資調達のための移動にかかる交通費、駐車場代など
燃料費		イ/ウ-4	家庭訪問、支援物資調達、寄付物品の回収・搬入のためのガソリン代など
通信運搬費		イ/ウ-5	外部業者へ配送を依頼した場合の費用（支援家庭への宅配など）
借料及び損料		イ/ウ-6	物資置き場・梱包会場、食品等の調達や家庭訪問のための車両等の賃料・レンタル代など
印刷製本費		イ-4	事業の実施に必要な周知用チラシなどの印刷代

④ウ. 配送経費について

配送経費は、事業の中で発生する場面により、3つに分類されます



①支援物品の調達：支援物品調達のための人工費や旅費、燃料費、車両等のレンタル代（借料および賃料）
物品回収のための配送サービス料（通信運搬費）

②梱包・保管：梱包のための人工費、配送用段ボールなど梱包材費（消耗品費）、
梱包や保管のための会場費（賃料及び借料）

③家庭へのお届け：家庭訪問のための人工費や旅費、燃料費、車両等のレンタル代（借料および賃料）
支援家庭への宅配便費用（通信運搬費）

対面訪問型・赤ちゃん便・宅配便型 → ①②③すべてが配送経費として認められます
来所型 → ①のみが配送経費として認められます

※来所型で発生する②梱包・保管に係る経費は、イ. 管理運営経費 として計上が可能です